

## TRAMPOLINE 強化指定選手認定制度【2016年】

### (1) 目的

- ①選手各々が、日本を代表する強化選手としての誇りと自負を持つと同時に、技術の向上、日本全体のレベルアップにつながるよう努力、精進する。
- ②将来継続的にオリンピック並びに世界選手権で活躍出来る選手を大会、合宿を通して育成・輩出する。

### (2) 認定方法

- ①該当年の大会成績（個人競技）より選考し認定する。日本体操協会主催・共催大会（全日本選手権、全日本年齢別選手権、ジャパンオープン）、指定の国際大会【FIGカテゴリー I～IV】、国内選考会
- ②認定カテゴリーは「SA強化指定選手」「S強化指定選手」「A強化指定選手」3カテゴリーとする。

### (3) 認定期間

- ①強化認定期間は認定された日から1年間とする。

### (4) 選考基準

#### 「SA強化指定選手」

{条件}

- ①対象大会において合計得点（第1演技・第2演技・準決勝もしくは決勝）が下記の得点以上の者。

男子 167.0点以上 女子 153.5点以上

{特典} 強化指定選手認定、海外大会遠征費補助（協会規程に則る）次年度全日本選手権出場権、海外大会優先出場等推薦

{義務} 協会主催の大会への参加義務。協会が指定するイベント、行事への参加義務。居場所、活動報告の義務

#### 「S強化指定選手」

{条件}

- ①対象大会において合計得点（第1演技・第2演技・準決勝もしくは決勝）が下記の得点以上の者。

男子 162.0点以上 女子149.5点以上

{特典} 強化指定選手認定、海外大会遠征費補助（協会規程に則る）次年度全日本選手権出場権、海外大会派遣対象

{義務} 協会主催の大会への参加義務。協会が指定するイベント、行事への参加義務。居場所、活動報告の義務

#### 「A強化指定選手」

{条件}

- ①対象大会において合計得点（第1演技・第2演技・準決勝もしくは決勝）が下記の得点以上の者。

男子 157.0点以上 女子145.5点以上

{特典} 強化指定選手認定、海外大会遠征費補助（協会規程に則る）次年度全日本選手権出場権、海外大会派遣対象

{義務} 協会主催の大会への参加義務。協会が指定するイベント、行事への参加義務。居場所、活動報告の義務

### (4) その他

- ①上記に記載した強化選手としての活動の義務を著しく怠った場合、またはケガで試合参加不可能な場合や指定された遠征、強化合宿不参加等が続いた場合は認定を取消、処罰を与えることもある。